



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 22 日 (金)
第 8 7 0 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (360) (東部振興課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (361) (子育て応援課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (362) (子ども発達支援課) 2
	保安林の指定の解除 (363) (森林づくり推進課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (364) (農地・水保全課) 3
	都市計画の変更 (365) (技術企画課) 3
	特定非営利活動促進法による仮認定 (366) (中部総合事務所地域振興局) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (367) (会計指導課) 3
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (4) 4
	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) 4
◇ 公 告	平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 4
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 8

告 示

鳥取県告示第360号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年7月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Studio-E
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大森 克美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、もっぱら在宅で就労を営む障害者等に対して、在宅における職業能力の開発とその能力を生かした雇用機会の拡充に関する支援をおこない、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。

鳥取県告示第361号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県事業所間婚活コーディネーター設置業務委託公募型プロポーザル審査会	平成27年度に実施する事業所間婚活コーディネーター設置業務の受託者の選定に関する事項	平成27年5月22日から同年6月30日まで	子育て王国推進局 子育て応援課

鳥取県告示第362号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県発達障がい情報発信強化業務検討委員会	発達障がい理解啓発リーフレット作成に関する事項	平成27年6月1日から同年9月30日まで	子育て王国推進局 子ども発達支援課

鳥取県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
倉吉市大原字保木1091の22
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、岩美土地改良区の定款の変更を平成27年5月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画道路3・5・17号葭津和田町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
米子市大字和田町
- 3 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）

鳥取県告示第366号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の仮認定を行ったので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月22日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 仮認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人倉吉鴨水館
- 2 代表者の職名及び氏名
理事長 杉本 美智子
- 3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
倉吉市下田中町801
- 4 仮認定の有効期間
平成27年5月12日から平成30年5月11日まで
- 5 仮認定特定非営利活動法人のホームページアドレス
<http://www.ousuikan.jp/>

鳥取県告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の

一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成27年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

「2015台湾ランタンフェスティバルin台中」展示ランタン輸送業務に係る保険金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光スポーツ局交流推進課

課長補佐 岡山 佳文

3 委任期間

平成27年 5 月22日から同年12月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成27年 5 月22日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成27年 6 月 1 日から 同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154－ 1 地先佐崎橋から下流の区域）	”	”

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成27年 5 月22日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合

(2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、平成27年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する

平成27年 5 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成27年8月11日（火） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局又は西部総合事務所福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成27年6月15日（月）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成27年6月26日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成27年7月27日（月）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成27年9月4日（金）午前9時に鳥取県庁並びに東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から 1 月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

東部福祉保健事務所（電話 0857-22-5691、ファクシミリ 0857-22-5669）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国
家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年5月22日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1 級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成27年8月24日（月）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成27年9月24日（木）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成27年7月27日(月)から同月31日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年5月22日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
- (1) 学科試験
平成27年8月24日(月)午前9時30分から午前11時まで
(2) 実技試験
平成27年9月25日(金)午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
ウ 車両等の誘導に関すること。
エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
ア 車両等の誘導に関すること。
イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成27年7月27日（月）から同月31日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 灯油 568キロリットル |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成27年3月20日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ハルキ
倉吉市住吉町114 |

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 5 落札金額 | 1 リットル当たり 57.9 円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日 | 平成 27 年 2 月 6 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町 150 |